

平成25年12月10日

総務文教常任委員会 会議録 調査及び審査内容 ◇会議録

- 1 日 時 平成25年12月10日
開会 9時56分 閉会 12時57分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席者 委員長 前川雅志 副委員長 田口廣之
委員 小川純文 芳滝仁 中橋友子
- 4 欠席者 乾邦廣
- 5 傍聴者 成田房吉 小野田英功 中山道二 鈴木義一 伊東昭雄 内藤順子
萱原弘子 長屋トミ子 伊東貞子 山口正行 沖田茂 山口繁雄
中村福二 岡本眞利子 野原恵子 佐藤記者(勝毎)
- 6 説明員 企画室長 伊藤博明 企画室参事 細澤正典
企画室副主幹 岡田直之 企画室副主幹 谷口英将
企画情報担当 酒井貴範
- 7 事務局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 8 調査及び
審査事件
- 1 所管事務調査 企画室に関する事項
 - (1) 消防広域化に係る検討状況について・十勝圏広域消防運営計画(素案)
 - (2) 予約型乗合タクシーの試験運行の概要について
 - 2 付託議案の審査について
 - (1) 道州制導入に断固反対する意見書
 - (2) 陳情第11号 西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」について
 - (3) 陳情第12号 「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 3 議会報告会の開催結果について
 - 4 その他
- 9 調査及び審査結果 別紙

委員長 前川 雅志

◇調査内容

(9:56 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。事務局長。
- 事務局長（野坂正美） 本日、乾委員より欠席する旨、小川委員より遅参する旨の届け出がございましたので、ご報告いたします。
- 委員長（前川雅志） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

はじめに所管事務調査を行いたいと思います。(1)消防広域化に係る検討状況についてであります。副町長。

- 副町長（高橋平明） それでは私から、消防広域化にかかわります経過と検討状況につきましてご報告をさせていただきます。

消防の広域化につきましては市町村長会議におきまして、十勝圏の広域化を進めるためのステップとなります広域消防運営計画の策定作業に入ることについて合議がなされ、9月13日に開催されました本常任委員会で運営計画骨子案について、ご報告をさせていただいたところであります。

本日はその骨子案に基づき、運営計画素案の作成作業が進められてまいりましたが、11月6日の市町村長会議で確認されましたことから、ご報告をさせていただくものであります。

運営計画の素案につきましては、今後、各市町村の議会等の意見などを踏まえ、12月下旬からパブリックコメントを実施し、本年度末の策定を目指して作業が進められるものであります。

運営計画素案の中身につきましては、担当から説明をさせていただきます。

- 委員長（前川雅志） 企画室参事。
- 企画室参事（細澤正典） それでは私から、消防広域化にかかわります十勝圏広域消防運営計画（素案）につきまして、ご説明させていただきます。

消防の広域化につきましては副町長のお話にもございましたとおり、9月13日に開催されました当委員会に、広域消防運営計画骨子（案）について、ご報告をさせていただいたところです。その後、運営計画（素案）の作成作業が進められ、10月31日の副市町村長会議、11月6日の市町村長会議におきまして確認がなされましたので、ご報告をさせていただきます。

あらかじめお配りしております本日の資料は、資料1として、素案・概要版ということでまとめたもの。資料2として、素案（本編）並びに資料編ということの2つでございます。今日お持ちでない方はいらっしゃいませんか。概要版は若干まとまりすぎている部分がありますことから、本日は、ちょっと長くなりますけれども、資料2の素案に基づいてご説明させていただきたいと思います。

それではさっそくですけれども、資料2をお開きください。

まず、目次でございます。素案の全体の構成につきましては、9月に報告させていただきました骨子案と変更はなく、「はじめに」として計画の位置づけを定めるほか、第1章 十勝圏消防の現状と課題。第2章 広域化による効果。第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項。第4章 防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項の、全4章で構成されております。

「はじめに」をご覧ください。「はじめに」の下の方になりますけれども、この計画は消防組織法第34条の規定に基づき策定されるもので、新消防組織の基本的な計画として位置づけされるものでございます。

1 ページをお開きください。第1章 十勝圏消防の現状と課題であります。1の構成市町村の概要としては、十勝圏の地勢や特徴に加え、管轄人口、世帯数、管轄面積について記載しております。

2 ページになります。消防に関する状況であります。十勝圏には6つの消防本部・署所の運営状況、署所の配置状況について記載をしているところであります。

3 ページには、東十勝消防事務組合の配置状況を書かせていただいております。幕別消防署、札内支署、忠類支署の3つとしております。なお、糠内分遣所は常備職員が常駐する施設ではないため、非常備扱いとすることで整理されたものです。

4 ページ、消防職員の状況であります。本年1月1日現在、十勝圏全体では、職員数685人となっております。国が定める消防の整備指針に基づく基準人員に対する充足率は、67.3%となっております。

5 ページになりますが、消防本部別に見た充足率であります。これが表にまとめてございます。帯広市消防は、99.6%ですが、5つの消防本部は、南十勝の83.7%から池北三町の45.3%と地域により差があり、東十勝消防本部は、61.1%となっております。

イの階級別消防吏員数では、十勝圏の消防吏員の平均年齢は、本年1月1日現在39.2歳となっております。消防署ごとに比較すると、32.4歳から43.0歳まで約10歳の差が生じております。

6 ページのグラフをご覧くださいなのですが、真ん中より少し右側でございますけれども、幕別消防署では37.6歳でありまして、平均よりも1.6歳若いという状況になっております。

7 ページになります。署所の状況については、管内には37の署所があり、指針の基準に対する充足率は100%配置となっておりますが、建築後30年から39年を経過した施設が15棟、40年以上の施設が4棟あるなど老朽化が進んでおり、今後、整備更新が必要になっていきます。

グラフの中の幕別町の状況も書いてございます。幕別町の署所では、幕別消防署が築31年、札内支署が20年、忠類支署が35年となっております。

(5) 消防用車両についてです。ポンプ車、化学車、救急車は、100%の配備であります。はしご車、救助工作車、指揮車などの特殊車両は、未整備の本部があり、今後の整備や、部隊運営について検討する必要があるとしております。

8 ページの下段になります。(6) 消防水利についてです。これは充足率が74.6%となっており、最も低い消防本部は36.7%ですが、実際には基準に満たない小規模の防火水槽や井戸、河川などを消防水利として活用するほか、大型水槽車を配備し、その不足を補完している状況となっております。次の9ページの表の中に東十勝の状況を書いてございますが、東十勝の充足率は、51.1%となっております。

9 ページの(7) 消防活動の状況です。昨年度の十勝圏全体の出動状況について記載してございます。グラフを見ればおわかりのとおり、約半数、50.3%が救急出動ということになってございます。

10 ページ、火災の状況です。平成20年から24年までの5年間で876件の出動があり、死者が31人、損害額が約15億3,000万円にのぼっております。出動件数は年々減少傾向にありますが、さらなる予防体制の充実と初動体制の強化が必要だとしております。

イの救急の状況では、5年間で6万3,764件。平均すると年1万2,800件の出動であります。1日あたり約35件で、十勝圏全体では26の救急隊がございますから、1隊あたり1日約1.3件出動している状況になります。

11 ページになります。救急業務に係る所要時間の状況でございますが、現場への到着

時間の平均は約6.4分となっております。全国平均が8.2分、全道平均が7.2分となっておりますので、これらと比較しても、早期に現場に到着しているということになります。

また、病院への収容時間は27分から53.2分と約2倍の差があり、救急業務1件の平均所要時間も48.8分から117.8分と約2.4倍以上の差があることとなります。広大な面積を有する十勝圏の地理的条件が理由と考えられますが、出動すると、救急車がその署所では不在になります。その不在となる時間が長くなりますので、直近署所からの応援体制の構築が求められます。

12ページのグラフをご覧ください。幕別署の現場到着平均時間、3.7分です。病院収容平均時間が31.5分です。その下のグラフになりますと、救急業務平均所要時間になりますが、これが59.7分となっております。

ウの救助の状況であります。救助の状況はこの5年間で1,077件。平均すると年間215件となっております。事故種別で申しますと、交通事故の割合が高いのが特徴となっております。

13ページになります。全国的には、地震や台風などの大規模災害が頻繁に発生していることから、こうした災害に的確に対応していくためにも、効果的な救助体制の構築や高度な救助用の資機材の整備、配置が必要としております。

14ページ、(8)通信指令の状況であります。119番通報による受付件数はおおむね1万1,000件前後で推移しておりまして、携帯電話・IP電話からの通報が増加していることを示しております。帯広市以外の指令設備は、固定電話、携帯電話、IP電話からの通報場所を表示する機能が備わっていないため、旅行者などの地理不案内者からの通報が多くなることが予想されることから、指令設備の高度化が求められるとともに、通信指令業務の効率化が必要としております。

15ページになります。政令防火対象物、危険物の状況では、火災や事故を未然に防止する予防行政の重要性が増しており、一層の技術向上や専門性の確保が必要としております。

次に、3の消防を取り巻く状況についてありますが、(1)人口と高齢化の推移では、15ページ、16ページに人口減少や少子高齢化の進展の状況をグラフにまとめ、消防団員の減少や高齢化により、災害発生時の消防力の低下が懸念されるとしております。

17ページになります。財政運営状況では、管内の財政状況を表にまとめ、18ページになりますけれども、今後も市町村の財政状況が厳しさを増す中、より効率的な組織運営が求められるとしております。

18ページの(3)災害・事故の状況については、東日本大震災やJR北海道のトンネル火災などを引き合いに、全国的に大規模災害の発生危険が高まる中、19ページになりますが、災害に即応できる消防施設等の整備、指揮体制等の確立、職員の資質向上と、消防力の充実強化が必要であるとしております。

19ページになります。(4)消防団の状況についてであります。十勝管内には21の消防団があり、条例で定めた定数2,267人に対する現在の実人数は2,050人で、充足率は90.4%となっております。表にまとめた市町村別の状況を見ると、低いのが豊頃町で77.2%、逆に高いのは音更町、士幌町、更別村で100%となっております。幕別町では、92.9%となっております。消防団員になり手がなく、減少していく傾向は全国的な課題となっており、消防団員を確実に確保し、常備消防との連携を図っていく必要があるとしております。

まとめといたしまして、20ページ下に四角で囲んで、広域化の必要性を記載してございます。人口減少や少子高齢化をはじめ、本章で述べたさまざまな課題がある中、将来

にわたり住民の安全・安心な暮らしを支えていくためには、十勝の19市町村が一つになって消防体制の充実強化を図っていく必要があります、としております。

次に21ページの第2章になります。広域化による効果であります。この章では6本部の統合や、指令センターとデジタル無線の共同整備によるさまざまな効果などについて記載をしている章でございます。

21ページ、1の住民サービスの向上として、広域化により通信指令業務を一元化し、高機能指令センターを整備することにより、災害場所の特定、出動部隊の選定、出動指令が自動化され、通信の受理から出動指令までの時間の短縮が図られるとしております。

22ページでは、直近署所からの出動により現場到着時間の短縮がされるとしておりますし、本部が保有する部隊数が増加することによりまして初動体制が強化され、活動の長期化等に対応する2次出動体制が充実し、災害対応力が強化されるとしてございます。

23ページになります。消防体制の基盤の強化であります。高機能指令センターを整備するとともに、スケールメリットにより通信員の専任化が可能となり、通信指令業務の高度化が図られ、救命率の向上などが期待できるとしてございます。

24ページ、(2)高度な資機材等の計画的かつ効率的な整備として、消防ポンプ車や救急車等の通常の災害対応資機材は、現行どおり市町村単位で整備することになりますが、特殊な災害用の車両等は共用し使用することとなるので、重複投資が避けられるということで、効果としてあげてございます。

(3)組織の活性化としては、地域の消防体制に影響のない範囲で、消防署間で人事異動を行うとしており、研修の充実など組織の強化が図られるとしております。

25ページ、財政負担の軽減といたしまして、(1)組織運営及び人員配置の効率化。(2)として消防救急デジタル無線の効率的な整備。(3)国の財政支援制度の活用。この3点で財政メリットが期待できるとしてございます。

第3章になります。26ページです。十勝圏広域消防のスタート時の姿を基本として、それぞれ方針を示しております。

1の基本的な考え方では、広域化時点では、本部統合により指揮命令系統の一元化を第一に、各市町村の署所の運営は現行どおりスタートすることとしてございます。職員の処遇など組織管理上、早期に統一が必要な事項は、広域化後5年時点で帯広市の諸制度にあわせることを基本として、自賄い方式については、広域化後も段階的な解消を目指し、検討を継続することとしてございます。

27ページになります。(6)の広域化スケジュールとして表にまとめてございますが、ただいま説明いたしております運営計画を平成26年3月までに成案化し、平成26年度では新組合の規約の作成。9月から12月にかけて、各市町村議会において組合規約と現組合の解散の議決を行い、知事の許可を得て、平成27年度は移行の準備を行い、デジタル無線指令センターの開始と合わせ、平成28年4月1日を広域化のスタートとしているところであります。

28ページになります。3の組織につきましては、(1)消防本部は帯広市に置き、名称は「とかち広域消防局」。組織は、総務課、消防課、救急救助課、情報指令課、予防課の5課とし、広域化後5年次以降に総務課を分離し、人事課を創設することを検討してございます。権限といたしましては、指揮命令権は消防局長に一元化することとしております。

なお、大規模災害時に設置される災害対策本部では各市町村長が本部長となりますが、連携し対応することとしてございます。

29ページになります。指揮命令系統以外の事務権限につきましては、可能な限り消防

署長に権限を付与して、現行同様に地域に密着した消防サービスを維持することとしております。部隊運営につきましては、広域化時点では、現行の各署所の出動体制を維持しつつ、直近署所からの出動を基本としています。指令センターについては一元化し、通信員や業務運営の効率化を図ることとしております。

30ページ、消防署でございます。消防署につきましては、管轄区域、配置、名称は、現行のまま引き継ぐことを基本としておりますが、現在の中札内支署、更別支署は消防署に名称を変更することとしています。勤務形態については、広域化時点では、現行の勤務形態を継続しますが、広域化後5年時点で2部制へ統一を目指すこととしています。広域化後の定員については、本部の統合、通信指令業務の一元化により、68人としています。職員の採用につきましては、1次・2次試験は消防局で行い、3次試験（面接）は採用予定市町村で実施し、消防局長が決定することとしています。職員の配置につきましては、町村職員への消防局への派遣はローテーション方式とし、原則3年以上の期間としてございます。

31ページになります。署所勤務職員の配置でございます。署所勤務職員は勤務地居住を原則とし、消防署間の異動は市町村の要望があった場合を原則とし、期間後は採用市町村へ帰任することとし、新規採用職員は採用時の配属市町村に勤務することを原則としています。

次に、4の職員の処遇等では、消防団事務や防災などの連携のため、広域消防組合消防職員と市町村職員の身分を併任するほか、給与制度は、広域化後5年時点で帯広市の制度に一元化することを基本としています。退職手当は、広域化前の5本部の職員は、広域化前と同様の扱いになりますが、広域化前に帯広市消防職員であった職員については、退手組合には加入せず、帯広市の条例の規定により退職手当を支給することとしています。

32ページになります。(4)階級では、指揮命令から、署長以上を統一し、他の階級は、広域5年時点で、市の階級制度に統一することとしてございます。

(6)の教育・訓練・研修等は、消防局で消防学校教育計画等を作成するとともに、警防等の各種研修や、資格取得の研修を実施することとしています。広域化後、研修要員を一元的に確保できる体制が整うまでの間は、消防学校への研修については、人的対応と財政負担は消防署単位で行うとしています。

(7)貸与物品は、制服、活動服など、仕様を統一し、広域化前の物品は、当分の間使用できることとしています。

33ページになります。5の施設整備につきましては、広域化前に各市町村が消防施設等の整備計画を作成し、広域化後に、消防局がこの計画をとりまとめ、庁舎・水利等の施設整備計画と車両・備品等の設備計画を策定する事としています。

(2)通信施設では、高機能指令センターと消防救急デジタル無線を平成27年度中に整備完了するよう、共同整備を進めることとしてございます。

34ページ、6の予防事務では、消防局が条例等を定め、住民に直接関わる事務は引き続き署所において行うこととしてございます。

7の経費負担等についてです。これは表にまとめてございますが、本部経費は、市町村均等割20%、人口割80%を基本としております。署所経費は、区域外の出動経費を実績に応じて共通経費から配分する以外は、人件費、庁舎の維持管理費、事務経費は、管轄市町村の負担としています。施設、車両等経費では、署所の改修、署所に配備する車両の整備等に要する経費は、管轄市町村の負担としております。はしご車等の特殊車両等の整備に要する経費と高機能指令センター及び消防救急デジタル無線の整備費用並び

に維持管理費用については、別途協議することとしてございます。

次に35ページになります。(2)の財産の扱いです。既存財産は、無償で広域消防組合に貸与することとし、債務は引き継がないこととしております。

(3)物品購入・契約事務等については、財務、契約関係の諸規定は帯広市の関係規定を基本に制定し、物品購入については、管轄市町村の地元発注を基本としてございます。

(4)の手数料については、広域化前の例により取り扱うこととしてございます。

8のその他必要な事項では、広域化後も自賄い解消などの検討を行うほか、財務・会計システムなど、整備が必要となるものについては、帯広市のシステムの有効活用を図るとしてございます。

最後になります。第4章、防災等に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項です。

1の消防団との連携確保では、広域化後の消防団については各市町村に位置づけされることから、現行の組織体制や制度を引き継ぎ、市町村ごとに条例、規則等を整備することとしてございます。消防団の事務は市町村の事務とし、必要な経費は当該市町村の負担としてございます。消防団は地元を守ることを基本としているため、原則的に広域的な活動は行わないとしてございます。その消防団に対する出動命令(招集)は、市町村長が行うほか、事前に出動計画を定め、消防局長(指令センター)からの指令も行えるようにし、災害現場においては、管轄する消防署長の所轄の下に行動することとしてございます。

37ページの防災・国民保護担当部局との連携確保では、防災会議や国民保護協議会委員、災害対策本部員に消防職員が参画し、連携を図ることとしてございます。

38ページの医療機関としての連携につきましては、十勝圏メディカルコントロール協議会を基本として協議する場を設け、救急の高度化や搬送体制の強化、円滑化を図っていくこととしてございます。

資料編のほうなのですが、資料の1から7につきましては、ただいま説明いたしました項目の中での、具体的な数字や項目を資料として添付させていただいております。

参考資料の1になります。これは十勝圏広域化にかかるこれまでの主な取組みをまとめたものでございます。

最後のページの参考資料の2につきましては、6月の全員協議会で説明させていただきました十勝広域消防財政シミュレーションでお示したソフト事業と、消防救急無線デジタル化のハード事業の財政効果をまとめた表であります。上の表はソフト事業で、十勝全体では23億1,453万9,000円の効果があり、幕別町では1億744万9,000円の効果があると見込んでいるものであります。下の段のハード事業におきましては、十勝全体で16億32万2,000円、幕別町では2億4,168万6,000円の財政効果があるとしたところでございます。

以上、素案の説明をさせていただきましたが、今後につきましては各市町村の議会の意見を踏まえまして、予定では、12月下旬からこの素案に対するパブリックコメントを推進室で実施することとなっております。十勝管内に住所を有する方、若しくは通勤、通学されている方から広くご意見を伺い、本年度末の運営計画の策定を目指して進めていくこととしていただいております。説明は、以上でございます。

○ 委員長(前川雅志) ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。委員のみなさまから何かご質問等ございましたら、挙

手のうえ発言をお願いしたいと思います。中橋委員。

- 委員（中橋友子） 9月に計画案のご説明をいただいていたところですが、その後、2度にわたる広域化に向けての協議が行われて、この計画案が出されたということであり、9月から、いまは12月ですけれども、この間に変化があったことといたしますが、いろんな懸念事項がある中でこの計画が進められてきておりますが、最終的には19の代表者の方の合意が得られたという報告であります。そこに至った経過をもう少し、どんな議論をされて合意に至ったか伺いたいと思います。

つまり、メリットについては、ずっとここでも縷々説明をいただいていたところですが、過去には自賄方式を含めて、あるいは自賄に尽きるのですけれども、財政の在り方などについて随分議論を重ねてこられたと思います。その辺がどんなふうに解消されたのか。ここには今後も検討とありますが、どこまで相談されて、積み残しはどのくらいなのか、そういうことも含めて、まずはどんな議論をされて今日提案されているのか伺いたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 企画室参事。
- 企画室参事（細澤正典） これまでの、この2カ月間ということで、この素案の取りまとめのなかでも各市町村との協議の中で、やはり自賄の解消についての意見の相違という部分があったと聞いてございます。

ただ、十勝圏全体として広域化に向かって進んでいくという部分に関しては、十勝市町村長会議のなかでも合意がされているところがございます。何とかこの十勝全体として一歩、広域化に向かってステップを踏み出せるようにということでの協議がなされたところであります。

具体的なその意見といたしますと、やはり給与の統一化の部分につきましては、自賄が本当に必要なのかというようなご意見が出されておりました。これにつきましても、ただいま説明した素案の中では5年後を目指して、帯広市の例によって統一化を基本とするという形での文言の統一、それについての合意がなされたというところがございます。以上です。

- 委員長（前川雅志） 副町長。
- 副町長（高橋平明） そのほかに副市町村長会議の中で、変更ではないのですけれども消防署員の人事異動に関して、基本的には5年後から人事異動を開始するという、前はそういう表現だったのです。やはりある町からは、人事異動については各市町村との協議のうえでやっていただきたい。その文言の修正ですとか、それから職員の人事に関して市町村長がどこまでかわれるのかということも、表現の中で「各市町村と協議のうえ」と、そういったところは新たに付け加えて、各市町村の要望に配慮した形で素案を作成しているところであります。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 人事異動の話が出ましたので、まず職員の待遇あるいは体制の充実のことでちょっと伺いたいのです。

まずは、現時点での職員の充足率というのは67.3%ということでした。これが広域化になってどうなるのか、充足されていくのかどうかということなのです。この広域化のメリットの中の財政の提案では、削減といたしますが、これまでも説明を受けてきました。通信部門などは1箇所済むということもあって、当然人が削減されていくということはあるのだろうとは思いますが、この67.3%というのがどこまで広域化の中では充足をするのか。引き上げていくのかという議論はされているのかどうかということです。

こういう状況のなかで1本化するということなのですから、これはそれぞれ事情があってこの数字だったのだと思うのです。見ますと、帯広市などはほとんど100%なのです。郡部が低いということなのですから、1度この中の議論だったのでしょうか、なかなか過疎地域、郡部の町村では消防職員のなり手が無いということも聞いておりました。現状はそうだったのかどうか。逆に言えば、これまた消防団員とは全く別になりますけれども、団員の方を見ると郡部の方はかなり充足されているのです、数字的には。その辺のギャップもありまして、広域化によってそういうことが解消されていくのかどうかということでもあります。

それと、いま副町長が言われました待遇の面で、実際に広域化によって帯広市に合わせていくということですから、帯広市の職員には全く影響がないのだろうとは思いますが、幕別町であるとか、郡部の職員にとっては、いったい待遇はどうか。合わせることによって後退するという場面は出てこないのかということも伺いたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） 職員の待遇の面について私の方からお答えしますが、現状としては、帯広市の消防職員の方が、基本的には給料は高い状況にあります。ですから市町村の職員が帯広市の給与システムに統一した時点で、下がるという可能性はありませんし、現状もしくは現状より上位に給与そのものを格付けいたしますので、そういったことについての給与面でのことは出てこない。

ただ、帯広市では特殊勤務手当はすべて廃止をしております。帯広市以外の町村では災害出動手当という形で出動するたびに特殊勤務手当がまだ残っております。この部分については、今後協議の中で進めていくこととなりますけれども、おそらく特殊勤務手当については廃止の方向になるかと考えています。

- 委員長（前川雅志） 企画室参事。
- 企画室参事（細澤正典） 職員の充足率がどうかということでございます。

資料の5なのですから、今回、消防局ということで統一されて、消防局の定員が68人という形になります。現在の各本部の職員数は89人になりますので、21人の削減という形になります。これは消防長5人のほか、通信職員がその数になるかと思えます。

その消防長以下の通信員をどのように配置するのかという形によりまして、充足率は決して下がることはなく、上がっていく方向にあるだろうというふうに思っています。ただ、実際、何%充足率が上がるのかという形での積算はなされてございません。

あと、充足率とっているのは国の指針に基づく職員との割合を示しているものでございまして、東十勝の職員、条例定数上は124人になっています。現在118人ですので、定数との比較でいきますと95.2%という状況になってございます。

郡部の消防団との関係でございますけれども、消防団の事務につきましては、それぞれの市町村の事務という形になってございます。消防局、この広域化の組合として消防団を募集するとかいう形にはなってございませんので、消防団を広く募集するというのは市町村の事務。それと合わせてそれぞれの所管の消防署の方で行っていくという形になります。説明しておりますように少子高齢化、特に高齢化ということでどんどん消防団員の年齢が上がっているという状況でございますので、消防力の維持ということで考えますと、消防の機能を充実し、消防団との連携を図っていくということが必要になってくるのかというふうに思えます。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） いまの質問の2点目にいただきました、町村の消防職員の充足

率の低さ。それが、なり手がなかったからなのですかという質問に対してですが、なり手がないというのが、最近そういう事例がありましたので、過去に私、答弁させていただいたことがあるのです。

やはり基本的には職員の勤務体制。帯広は2部制なわけですがけれども、町村は、前にも申しあげましたように、勤務、非番、休みというような、大体3部でやっています。非番は、実際は休みなのですがけれども、非番という位置づけで、非常事態があった場合には招集をかけますというようなやりくりをしながら、町村の場合はやってきているというのが実態であります。

それは町村が編み出したといったら何でしょうか、災害の発生率とかそういうことから考えて、国の基準には足りてはいないけれども実際はカバーできるようにということ、本当に低いところは45%となっているわけです。決してなり手がないから低くなっているというのではなくて、なり手がないのはまた別だという。

分かりづらい説明で申し訳ありませんが、そういうその現実とのなかで、充足率をもともと6割とか7割に設定してきた。幕別町にあっても、です。というところでありませぬ。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 考え方としまして、平成18年からスタートしたのですか、広域化のことが出されて、実質的には議論はその後ですがけれども、なかなかその広域化ということが、どうしてもしなくてはいけないのだろうというような思いが、いまま実は残っています。

総務文教常任委員会で先々月、上砂川の方に視察をさせていただいて、そこで学んできたのですがけれども、そこでも確かに指揮命令系統の1本化だとか、実際に4月からスタートしてましたから、そういう状況も伺ったのです。しかし、本当によかったというような、湧き立つような声はやはり伺えなかったのです。

どうしてかということ、1番はやはり土地勘、地理勘のない中で、あんな小さいところなのだけれども、以前はもう、「何野誰兵衛、ここにきて」ということだけで走れたのだけれども、そうできなくなりました。そのストレスたるやすごいのだということから始まりまして、職員間の、いろんな組織を一つにまとめていく困難さだとか、そんなことなど縷々言われました。経済的なメリット、デメリットというよりは、そういうところの訴えがとても大きく感じまして、受けとめました。

そのときに上砂川の方が、「僕たちは合併しても、規模的にいまの東十勝消防より小さいのです。それが十勝圏全体というふうになると想像が付きませぬ。」ということを書いていたのです。それで、「いったいどんな消防活動、本当に所期の目的が達成されて、人命、何よりも火災も災害もみんな含めて走って行って、広域化によって役割を果たしていい方向に向けるのかということが、それだけ大きくなってしまうと想像がつかない。」ということまで言われまして、そうなのだろうというふうに思ってきました。

そういう中でも、これは法改正に基づいて計画がつけられて、いまこの幕別町は北海道の広域計画の方針に基づいてやってきているのです。9月にも伺いましたけれども、現実的には広域化に向かっているところは、道が最初は21というふうに上げていましたけれども、全然実っていないです。そこには、やはり上砂川の方が言われたような困難さがあるのだろうと思うのです。

それでも、なお広域化に向かっているというとうことなのですがけれども、万が一向かわなかったときの、要するにペナルティですとか、そういうことについて、もちろん国との関係でやっているわけですから、そういうものが生じてくるのかどうか、伺いたい

と思います。

- 委員長（前川雅志） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） あくまでも国の消防広域化に関する指針が出てこの作業が進められているわけでありすけれども、特にこれをしなければどういったペナルティがあるか、そういったことは当然国としては言っておきません。ですからペナルティがあるのか、ないのかということをお問われると、私どもとしては、そういった規定はありませんと答えるしかないのだというふうに思っております。

ただ、いま中橋委員からご質問があったように、広域化を現実にしたところが道内3箇所あります。その中でいろんなことが事例として、課題として残っているということは私どもも調査をさせていただいて、この話を当初は平成25年からということを進めていましてけれども、やはりいろんな課題が残ったまま、さらに、十勝全部で広域化をするということは大変な作業だという認識が、最初のうちは各市町村間でのそれほどの認識がなかったのですけれども、実際にいろんな作業を煮詰めていきますとかなりの困難さが伴う。だけれども、さらにその困難さも進めながら、課題一つひとつを解決しながら広域化を目指すということは、やはりこれからの各町村の財政運営にとっての最大のメリットも期待できる。それから近隣の市町村で似たような消防車両ですとか、施設ですとかを作らなくてもいいメリットも生じてくるということもありまして、この話、広域化に向けて、いまは19市町村が取り組んではきているのです。

現実的には、これから将来に向けての財政的なメリットが一番大きいというのがございます。ご心配のように、広域化されたら、人事異動で全く知らない土地に行かされてというのは当然あるのですけれども、それはあくまでも、先ほど言いましたように各市町村との協議のうえで人事異動を行う。

現実的に年齢の要件がありましたけれども、平均年齢の高い消防署もあります。年齢がバランス的に悪い、悪いというのはおかしいのですけれども、どこか偏りをみせている消防署というものもあるので、そういったことの解消のための人事異動ということは、これは協議によってはあり得るのではないかと。何故かということ、それをやることによって、消防というのはあくまでも階級があつて、指令系統がはっきりしていないとなかなか機能しない職場ですので、そういった部分についてのバランスのとれた人事ができるのではないかと。

それから消防業務に対するいろんな訓練、こういったものも十勝として統一してやっていけるような形にするということは、それぞれの消防署でまとめて訓練をするにはそれなりの人数がその時間帯いなくなるわけですけれども、各消防署から一人なり二人なり出て、ある程度まとまった人数で、十勝管内全部で局として実施できれば、それはまた効率的に実施ができる。

そういったこともありますので、いろんなところ、確かに広域化することによってのデメリットも生じるでしょうけれども、私どもとしてはメリットの方が大きいということをおもっています、この広域化についてここまで作業を進めてきたところでもあります。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 実際に国の方針に従ってここまで協議を続けてこられてきたわけですから、それなりの財政効果も含めてメリットを打ち出して成就に向けていくという姿勢を持っておられるのだらうということは、提案を受けた側としてはわかるのですけれども、私たちは何よりもとにかく地域の消防力、幕別なら幕別の住民の安全を守る体制が、後退しないできちんとやっていくことが一番だとずっと思っていたのです。

これも過去にやり取りしてきているからいいのですけれども、そのときに副町長は、幕別町にとっては現体制から大きく変わるということはないのですということ、指令系統が本部にいきます。私も、多額の投資をするわけですから、このデジタル化については1本ですることが大変いいというふうに思っていました。これは今回、予算にも出てきているところです。ただ、それと消防そのものを広域化するということは別問題だというふうに、最近といいますか、進む中で思っていたわけです。

縷々説明いただいた指標をずっと追っていきますと、幕別町というのは、例えばいろんな救急隊が駆け付ける時間ですとか、初動の数字を見ても、あるいはその職員の体制を見ても、設備の充実を見ても、この中では進んでいるのです。数字はずっと高いのです、全部。こういう中で、あえてやる必要があるか。

先ほど郡部の職員の体制を聞いたのは、我が町はそれでいいのだけれども、ただ、これだけ大災害や何かが続く中で、十勝のほかの町村が困難なところを知らんぷりして、うちだけいいのだからいいのだということ、で過ごしていいとは思わないものですから、それで郡部の困難さがどこにあるのか、消防署の職員のなり手もないのかというようなことまでも伺ったのです。

それも、そうでもないということにもなれば、そして自賄方式は残る。財産は受け継いでも、債務は受け継がないというようなことであれば、この体制のまま行くことが、この体制というのは、あえて広域化に向かう意味合いというのが見えないというのが思いです。これは質問にはなっていないので、私の感想も含めてお話ししました。

ついでに申しあげれば、この1番最初の概要のところ、十勝は秋田県と岐阜県と同じ面積だということがうたわれていました。それで、秋田や岐阜がどんな消防体制なのだろうというふうに調べてみたら、秋田はやはり面積は同じでも、人口は100万人ということもありますから、消防本部は13ありました。同じ面積で十勝は一つになる。秋田は同じ面積で、人口は3倍ですけれども13あるという体制を単純に見ると、やはりこれはたくさんあった方がいいのではないかと。一括りにすることが、必ずしもその消防力の効果ということには成り得ないのではないかと。というのも感想として持ちましたので、申し添えておきます。以上です。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） これは平成28年4月からやるということで、いま進んでいるわけがあります。無線だとか指令機能の統一、これは共通的に全体として進んでいるわけでありすけれども、この平成28年4月1日までの間にどう幕別町がかかわる、東十勝消防本部組合と幕別消防署の体制の中で、この2年間で広域化に向けての準備をするものがあるのか。それに対して自賄するものがあるのか、ないのか。現状と平成28年4月1日までの移行時までのどういう計画を持っているか。そういうものがあればお知らせいただきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 高橋副町長。
- 副町長（高橋平明） まず、この2年間でというわけではないのですけれども、消防車両につきましては幕別も結構古い車両がありまして、今年も1台入れさせていただきました。消防車両につきましては今後も継続して、これは救急車も含めてですけれども、変えていかなければならない状況にあります。

幸いにして消防庁舎につきましては、まだまだ現状では使えるというふうに認識をしております。

ただ、これから消防署あるいは消防本部の体制がどうなるかというのは、具体的にこの話がもうちょっと進まない、消防署の体制は現状と全く変わらずに行くのですけれ

ども、消防本部の体制をどうするかは2年後を見据えてといいますけれども、広域化される日までは現状のままでいかざるを得ないというふうには考えているところでもあります。

○ 委員長（前川雅志） 小川委員。

○ 委員（小川純文） となりますと、車両や何かの補充計画というのはいままでどおり、これは継続的にやっていくという段階だと思いますから、これに思われる特別な債務が、費用負担が増えるということは、現状としては想定されていない。

この2年間は今の体制でいくということであれば、この平成28年4月1日に向けて特段の、こちらの幕別町、また東十勝としてすることはないという現状。その後の、いま副町長が言われた消防局からこちらの本部という中に置いての体制が、まだどうなるかという最後の詰めがあるということですが、それ以外についてはもういまのままでいって広域化に向かって移行するということがよろしいですか。

○ 委員長（前川雅志） 高橋副町長。

○ 副町長（高橋平明） つけ加えさせていただきますけれども、この十勝圏複合事務組合消防推進室というところでこの計画を作って、実際に広域化に向けての作業をしているところなのですが、来年度は東十勝からの消防職員を派遣しなければならない。ルールで順番が決まっていますので、幕別署から一人は消防広域推進室の方に派遣をします。

ですけれども、その一人を派遣した分の補充をどうするかということは、私ども当然事実として考えていますので、現状としては、現体制はそのまま維持をしながら進めていきたい。

あと、費用的なことという、先ほど言いましたようにデジタル化の費用ですとか、そういったものについては広域化とはまた別なのですけれども、広域化と同時でありますので、広域化に向けての費用負担は新たに出てきているのが現状であります。

○ 委員長（前川雅志） 小川委員。

○ 委員（小川純文） そういうことであれば、無線も体制も同時にスタートするという事ですから、別物であるけれども、どちらにしてもその費用負担が出てくるのはしょうがないことでもありますし、それを効率的にするために、今回いろいろ紆余曲折がありながらも広域化という検討を続けているということでもあります。不安という部分はあるかもしれませんが、やはりこの先、長い目を見たときには、やはり特に幕別町の場合は立地条件からいってもいろんな方面からの協力であり、応援でありというのできる可能性というのが非常に大きいと思います。

どちらにしても幕別町はエリアが3極化していますので、そういう面も含めたときには、やはりこれはある面では広域化に乗っていくことも将来に向けた大きなメリットではないかと私は思うところもありますので、また鋭意、東十勝、幕別の現状も踏まえながら、協議の中でそこら辺を発信していただければいいのではないかと思います。以上です。

○ 委員長（前川雅志） ほかに、芳滝委員。

○ 委員（芳滝仁） 今日、入口のような話だと聞かせていただいた。私が一番懸念するところは、積み残しをしていくところです。平成28年までに解決されないものは、5年後までにこういうふうにするかどうか、帯広に合わせるかどうか、私はそのところが非常に懸念するところでありまして、きちんと問題解決がされないから積み残しをしていくのだろうと。その辺のところの協議を、不安ですか、まだまだこれは会議を詰められるのですから、全体の会議の中でもっと議論を深めて説明を求めたいということが一つであり

ます。

もう一つはGPS機能が、どれだけ有効に活用されるのかということもあります。そういうデジタル化の中で、具体的にピンポイントで動いていくところで体制の在り方とか、直近のところから行くのだというのですけれども、そのところでの団との一つの関係だとか、さまざまな具体的に動くところでの、そういうスムーズに組織が動いていくような形のところがまだ説明もされていないし、議論もされていないと思うのです。

その辺のところについてまた議論を深めていただいてご説明いただくような方向で、私は求めておきたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 企画室参事。
- 企画室参事（細澤正典） 確かに積み残しになっている部分、かなりあるかと思います。当然、合併前にはいろいろ協議をしていきますし、広域化後につきましても引き続き協議していくという姿勢は崩していかないし、そういう場を設けていきたいということで共通認識しているところであります。

それとGPSの機能の関係でございますけれども、実際に現場に行く車両、救急車、タンク車、水槽車、これらの車に関しましては、車に搭載する無線機につきましては3型といたしまして、GPS機能の付いているものと、カーナビの機能が付いているものを実際に付けます。幕別町の現在9台ある車両に関しましては、9台ともこの3型を整備する形になりますので、指令室から通報が入った段階で地図を車のナビ上に表示するという形になりますので、より迅速に現場に駆けつけることができるということで協議はされているところです。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませぬか。企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 確かに1点目の、ご心配されている5年後という表現ですが、もちろんできれば出発時点ですべて解消できればいいということで、これまで市町村長会議、副市町村長会議、担当課長会議の中で調整はしてきたところではあるのですけれども、やはり1番大きな自賄。現状、自賄でやっている。

自賄ともう一つは人事ということになりましょか、職員配置。この2点については、なかなか19市町村の同じ水準の合意といたしましょか、達することが現状でなかなか困難な状況にありますから、自賄解消を目途に5年後という表現でいまのところ落ち着いているということで、今後、当然引き続き努力はしていかなければならない大きな問題だという認識であります。

- 委員長（前川雅志） ほかにありませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 職員の方の身分のことで、構成市町村職員との併任というふうになっています。これは採用して、1次、2次は本部で行って、第3次は地元構成市町村が行う。その市町村の職員として併任するということですか。

- 委員長（前川雅志） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 例えば幕別消防署に新たに配属になった消防署員につきましては、幕別町職員の身分を併任して与えるということです。ただ、現状では東十勝消防事務組合の職員に対して幕別町の併任の身分は与えてはいません。現状では、です。ただ、新しい広域化になった、広域化の消防署の、この幕別町内で勤務する職員については、すべて幕別町職員としての併任の発令をするということです。

これはなぜかという、市町村長がその消防職員に対して、例えば災害時に本部長になるのが町長ですので、町長が指揮権を発動できる。それは幕別町職員としての指揮権を発動できる。こういうことがありますので、そういった意味での幕別町職員としての併せての身分を持たせる。

もちろん第一義的には消防職員ですから、消防局長の指示のもとで動くのが第一義的なのですけれども、例えば幕別町内のどこか一部地域で起こった災害、これに関していえば幕別町長の権限でその消防職員を動かすことができるような、そういった体制を組みやすくするために、併任した身分を与えるということでもあります。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 苦肉の策という感じがします。それでは、そのことは例えば町職員であれば財政上、基準財政需要額の中に職員の人数とか入ってきます、交付税の関係で。そういうところには該当はしないのですか、するのですか。
- 委員長（前川雅志） 副町長。
- 副町長（高橋平明） あくまでも幕別町の職員定数の中にも入りませんし、併任で消防署員を発令したという行為だけと言ったらおかしいのですけれども、それは実際上の基準財政上の幕別町の職員としてはカウントされないで、本来的な消防署の職員としてしかカウントされない。二重にはカウントされない仕組みになっております。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 現状の東十勝消防事務組合の場合は併任ではないということでした。そうであってもいま幕別町が、町長が消防長でありますから命令を下しておりました。
- 委員長（前川雅志） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 現実的には東十勝消防事務組合の組合長が幕別町長でありますので、組合長としての権限でいろんなことができるという、現状はそうなのです。広域化したときに、組合長は帯広市長になるわけです。幕別町長は副組合長という形になる。ですから監督権は帯広市長が持っていることになるので、実際上は現状とは若干変わります。それで町職員に併任発令することによって、町の職員として動かすことができるというか、そういったことの身分的なことによる指揮命令権の権利を付けるという意味で、この併任発令という形を取ろうということになっています。
- 委員長（前川雅志） ほかにありませんか。なければ消防広域化に係る検討状況について閉じさせていただきたいと思えます。

この際、11時20分まで休憩をさせていただきたいと思えます。

(11:12~11:20 休憩)

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思えます。陳情第11号で西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」という陳情が出されました。この審査に入る前に、乗合型のタクシーの試験運行をいま実際にさせていますので、その説明を求め、みなさんの理解を深めてから議論に入りたいと思えますので説明を求めます。企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 町営バス駒島線を、9月を持って廃止をして、10月からは委員長がおっしゃられましたように予約型の乗り合いタクシーというのを試験運行しております。それで10月、11月の実績がまとまりましたので、本日その結果をご報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） 企画室副主幹の岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から、予約型乗合タクシーの試験運行の概要について、ご説明をさせていただ

きます。本日お配りしております資料は、資料1から4までになりますので、よろしくお願いをいたします。

それでははじめに予約型乗合タクシーの試験運行の概要について、ご説明させていただきます。資料の1をご覧ください。

1点目にございます予約型乗合タクシーについてであります。予約型乗合タクシーとはタクシー車両。タクシー車両と申しますのは定員が10人以下の車両になります。11人以上はバスという区分になってございます。タクシー車両は、ジャンボタクシーと一般のセダン型のタクシー、2種類がございます。これらの車両を利用して予約をされた方の家まで迎えに行き、あらかじめ定められた目的地まで運行する予約制の乗り合いタクシーであります。

また、予約型乗合タクシーの試験運行におきまして、道路運送法の許可を受ける場合には、幕別町地域公共交通確保対策協議会におきまして、運行区域、運賃、運行期間等について協議が整っていることが必要となります。

次に2番目になります。本年10月から6カ月間の予定で実施をしております、予約型乗合タクシーの試験運行の概要についてであります。1日2便、1往復になりますが、運行をしております。朝、各地域から幕別駅へ向かう便、これは朝便と呼んでおります。朝便につきましてはご自宅から幕別駅まで運行をしております。夕方、幕別駅から各地域へ向かう便、これを夕方便と呼んでおりますが、これにつきましては幕別駅からご自宅まで運行をしております。この下に運行区域と運賃表がございますが、左側の運行区域図をご覧くださいと思います。この太線で囲っております、北は明野北公区から、南は駒島公区まで、18の公区を運行区域としてございます。

運行のイメージであります。この図面にありますとおり、矢印にありますが朝便は各地域から幕別駅まで運行します。幕別駅の到着時間を8時20分と定めておきまして、それをもとに逆算をいたしまして、ご自宅にお迎えする時間をお知らせするという仕組みを取ってございます。帰り、夕方になりますが、夕方便につきましては幕別駅を出発いたしまして、それぞれお客様のご自宅までお送りするという事で、夕方便につきましては幕別駅を出発する時間のみを設定しております、幕別駅を午後4時45分に出発をするものであります。

右側の表をご覧くださいと思います。運賃につきましては、ご自宅から駅。帰りにつきましては、駅からご自宅までの運賃となりますが、猿別公区から軍岡公区が200円の運賃でございます。その下、南勢公区と新和公区が400円、糠内市街公区から明倫公区が600円、美川公区と中里公区が800円、駒島公区が1,000円となっております。

2ページをご覧くださいと思います。裏面になります。1番上の黒い四角のところにあります、運賃割引制度であります。乳幼児は無料。小学生と通学のために利用する小中学校の児童生徒、また、高齢者の方。高齢者の方は65歳以上の方であります。また、生活保護法による保護を受ける方と、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介護者の方、これらの方は半額としてございます。

その下の黒丸になります。運行日につきましては月曜日から金曜日までの平日。先ほど申しあげましたとおり、1日2便、1往復の運行であります。土日祝日と年末年始は運休としております。

その下になります。使用する車両であります。定員10人。これは乗客数にしますと9人になりますが、そのワゴン型のタクシー車両を使用しております。予約が多くて1台で乗り切れない場合には、セダン型のタクシー車両。これは定員5人で、乗客は4人ですが、こちらのセダン型タクシー車両も登録をしておりますので、これを追

加で配車して運行いたします。

その下になります。到着と出発時間につきましては、先ほども申しあげましたが、各地域から幕別駅へ向かう便、朝便につきましては8時20分に幕別駅に到着いたします。夕方便につきましては午後4時45分に幕別駅を出発いたします。

その下になります。予約型乗合タクシーの利用方法であります、(1)にありますとおり、電話で予約をしていただきます。朝便をご利用の場合は前日の午後7時30分までに予約をしていただきます。また夕方便の場合は当日の午後3時30分までに予約をしていただきます。

(2)にありますとおり、朝便をご利用の場合は予約を締め切った後に改めてタクシーのお迎えの時間を連絡いたします。

(3)になります。朝便をご利用の場合はご自宅までお迎えに上がりますので、ご自宅でお待ちをいただきます。

(4)になります。夕方便をご利用の場合は午後4時45分に幕別駅前の停留所を出発いたしますので、その時間までに停留所にお集まりいただくという運行方法でございます。

1番最後になります。ご利用予約であります、運行につきましては町内のタクシー事業者2社によります指名競争入札により事業者を選定しております、エイシン運輸有限会社、エイシntaxiが行っております、予約もエイシntaxi、ここに書いてある電話番号に予約をしていただく。これは通常のタクシーと同じ電話番号になります。そこに予約をしていただくということになります。

次に資料の2をご覧くださいと思います。予約型乗合タクシーの試験運行までの経過についてでございます。(1)から(12)まで項目立てしておりますが、(1)と(2)になります。平成24年7月24日と11月27日に地域公共交通確保対策協議会の、これはその中に分科会というものを作っております。分科会は住民の代表の方のみで組織しているものでありまして、この分科会におきまして町営バス駒島線の今後の運行形態について協議をいただいております。

(3)の平成24年11月28日には町営バス駒島線の関係公区長との協議を行い、町営駒島線バスの運行形態の見直しについてご了承をいただいたところであります。

(4)の平成24年12月5日に町議会総務文教常任委員会で町営バス駒島線の運行形態の見直しについてご説明を申しあげ、(5)にあります平成24年12月20日の第3回幕別町地域公共交通確保対策協議会におきまして、町営バス駒島線の廃止と予約型乗合タクシーの試験運行の実施についての方向性を決定したところであります。

(6)になります。本年5月13日の平成25年度第1回幕別町地域公共交通確保対策協議会におきまして、予約型乗合タクシー試験運行の事業者選定方法についてご協議をいただき、町内のタクシー事業者2社によります、指名競争入札により選定することといたしました。

(7)になります。6月27日の地域公共交通確保対策協議会第1回分科会におきまして、予約型乗合タクシーの運行区域ですとか乗車運賃、割引制度や運行時刻の案について協議をいただいております。

(8)になります。7月3日には予約型乗合タクシー試験運行業務の指名競争入札を行っております。これは幕別町地域公共交通確保対策協議会が発注をいたしまして、エイシン運輸有限会社が落札いたしております。委託金額につきましては、固定費用と変動費用の合計額から運賃収入を差し引いた金額としておりますが、この固定費用につきましては、簡単に申しあげますと人件費と車両の維持にかかる費用であります。この固

定費用につきましては入札により6カ月間でここに書いてあります159万6,000円となっております。この固定費用に変動費用を加えるわけではありますが、変動費用につきましては実際に走行にかかりました燃料費と、予約が多い場合は予備車両も出るようになります。その予備車両の使用にかかる経費を変動費としております。

次に(9)番目になります。7月10日の第2回幕別町地域公共交通確保対策協議会におきまして予約型乗合タクシーの運行区域、乗車運賃、割引制度や運行時刻などを定めております。

(10)になります。7月25日には試験運行に必要な道路運送法の許可申請を運行事業者でありますエイシン運輸有限会社から北海道運輸局に提出をしております。その後、(11)になります、8月23日にこの申請に基づく許可が下りております。

(12)になります。こういった経過を踏まえまして、本年11月1日から予約型乗合タクシーの試験運行を開始したところであります。

次に資料3をご覧くださいと思います。資料3につきましては予約型乗合タクシー試験運行を実施いたしまして2カ月が経過してところであります。10月と11月の運行実績についてご説明をさせていただきます。

(1)は10月の運行実績であります。運行可能日数につきましては、土日祝日は運休でありますことから、22日になります。1日2便運行いたしますので運行可能回数は44回という状況でありました。この表の中に入ってまいります、実際の運行日数(C)と書いてあるところであります。実際のお客様がご利用になった日数は8日間であり、運行回数につきましては11回でありました。内訳につきましては右側にありますが、朝便の運行回数が7回、夕方便の運行回数が4回。お客様が一人で乗車になった回数が7回、2人乗車が3回、3人乗車が1回となっております。

その下の利用者数であります。利用者数は16人でありまして、その内訳は右側にありますが、朝便が10人、夕方便が6人。内訳といたしまして高齢者の方が12人、障がいの方が4人。ご利用いただいた方の地域、字であります、南勢の方が2人、五位が5人、中里が5人、駒島が4人でありました。

その下の運行率であります。(日数)とありますが、これは運可能日数に対する率であります、36.4%。その下の運行可能回数に対する運行率につきましては25.0%の状況でございます。運賃収入につきましては5,900円でございます。先ほどご説明いたしましたが、全ての方が半額乗車の方となっております。

10月分の委託料の合計は固定費用に変動費用を含めまして運賃収入を差し引いて27万204円でありました。

次、(2)になります。11月の状況であります。運行可能日数は20日間。運行可能回数は40日でありました。実際にお客様がご利用になった日数は4日間、運行回数は6回でありました。内訳は朝便の運行回数が3回、夕方便の運行回数が3回。お客様が一人で乗車になった回数が5回、2人乗車の回数が1回であります。

利用者数は7人でありまして。内訳は朝便が3人、夕方便が4人。また、そのうち高齢者の方が6人、障がいを持たれた方が1人でありまして、ご利用いただいた方の字は五位が4人、中里が2人、駒島が1人という状況でございます。

日数に対する運行率は20.0%。その下、回数に対します運行率は15.0%の状況でございます。運賃収入が2,500円。11月も半額乗車の方のご利用が全てでございます。

11月分の委託料につきましては26万8,883円となっております。

また、ここに書いてございませんが12月10日、本日の朝便までのご利用につきましては合計で5人の方にご利用をいただいております。

次に4番目のその他になりますが、本年10月1日から幕別、札幌市街地で本格運行をしておりますコミュニティバスの実績についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

資料4をご覧くださいと思います。表がございまして幕別線、札幌線、合計となっております。縦に見ますと、1番左側が平成24年度に7月と11月、それぞれ1カ月間試験運行を行っております。11月のときの試験運行の状況も参考に記載させていただいております。試験運行は土日祝日も運行しておりましたので全日運行で、11月は30日間運行しております。状況につきましては記載のとおりとなっております。

その右側にいきまして、ここの黒い線で囲ってありますところが10月と11月の状況であります。本格運行は乗合タクシーと同じように土日祝日は運休としてございますので、ここに書いてありますとおり10月は22日間運行をいたしております。幕別線、これは幕別市街地でありまして、札幌東中学校の生徒さんにネーミングをしていただきまして「まくバス」と呼んでおりますが、幕別線の乗車人数は11月が319人。1日平均14.5人。1便平均3.0人。運賃収入が1万400円でありました。

その下の札幌線になります。これも札幌東中学校の生徒さんに名前を付けていただきまして「さつバス」と、オレンジ色の非常にきれいなバスが走っております。乗車人数が285人。1日平均13.0人。1便平均が2.7人。運賃収入は2万2,850円でありました。

合計につきましては下に書いてありますとおり、乗車人数が604人。1日平均27.5人。1便平均2.8人。運賃収入の合計が3万3,250円であります。

その右側にいきまして11月の状況であります。11月は運行日数が20日間あります。幕別線は11月増減も書いてありますが、乗車人数が407人。1日平均20.4人。これは1日5便運行しております。1便あたり4.1人。運賃収入が1万600円となっております。乗車人数が増えてはおりますが運賃収入があまり増えていないというのは、通学に利用している小中学校の児童生徒の利用が増えているということでございます。

札幌線の11月であります、422人。1日平均21.1人。1便平均が4.2人。運賃収入が2万8,950円あります。合計につきましては乗車人数が829人。1日平均41.5人。1便平均が4.1人でありまして、運賃収入の合計が3万9,550円となっております。

11月に比較しますと通学に利用する小中学校の児童生徒も増えているというのもありますし、認知度が高まるにつれ、利用者数も増えてきているという状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

- 委員長（前川雅志） ありがとうございます。説明が終わりました。委員のみなさまからご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） さつバスのところで、札幌東中に通学をしている生徒の乗車状況ですか、どういう状況になっているのかちょっと聞かせていただきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） バスの乗車内訳につきましては、厳密に何人というのは運転手さんが調査するのは困難でありますので、大人、子ども、また乗った地区に分けて集計しております、おおよその数字になります。さつバスで10月の通学に利用した中学生、これは札幌東中学校の生徒が主であります、約53人。11月につきましては128人に増えているという状況であります。
- 委員長（前川雅志） 延べ人数ということよろしいですか。
- 企画室副主幹（岡田直之） これは延べ人数になります。朝と夕方になりますが、ほとんどの方は朝便のご利用が多い状況となっております。
- 委員長（前川雅志） ほかにございますか。中橋委員。

- 委員（中橋友子） これは交通弱者のための公共交通機関として幕別町がやるということですので、その交通弱者の方たちがどれだけ利用されているのかということが知りたいのです。あまりそういう分け方はしていないということなのですけれども、このタクシーの場合には明確に書いてあります、障がい者の方が何人とか。こういう押さえはされていないのでしょうか。もしされていないとすると、そういう押さえをする必要があるのではないのでしょうか。
- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） いま2カ月運行いたしました、現在詳細には調査いたしておりませんが、今後、職員が期間を定めまして、乗って実際にどういった方が乗ったか。どこからどこまで乗ったかとか、そういった詳細の乗降調査は行う予定であります。
 実際にご乗車いただいている方は、高齢者の方が大多数を占めているということは認知、承知しております。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 待望のスタートでありますから、必要な人に本当にきちんと利用していただきたいというふうに思うのですけれども、今後調査されるということであれば、その5便、時間帯別の乗車の状況です。当然、朝と日中と夕方ということなのですけれども、それぞれ高齢者なら高齢者の行動時間、あるいは子どもさんが利用しているのであれば通学の時間というようなことで、時間帯によってバスの利用状況が違うのではないかと思います。
 要するにいっぱいになっているとき、あるいは空き空きで走っているとき、いろいろ見かけるものですから、そういった状況もきちんと把握されて、試行運転ではないのですが、はじめばかりですから、これからきちんといろんなデータを取られながら有効な動きを作っていくなくてはならないと思いますので、そういうことも調査していただきたいというふうに思います。
- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） 現在の運行状況であります、1便から5便までそれぞれの運行状況と、大人が何人、子どもが何人、幼児が何人という押さえはしてございまして、11月の状況を申しあげますと、まぐバスの1便が合計251人。まぐバスの2便が27人。1カ月間です。まぐバス3便が25人。4便が34人。5便が70人で、合計が407人という状況でございまして。
 札内線、さつバスにつきましては1便が1カ月間で104人。2便が83人。3便が81人。4便が57人。5便が97人でありまして、合計が422人という状況でございまして。
- 委員長（前川雅志） コミバスにつきましては、また所管事務調査が必要かと思っておりますので、この程度にさせていただきたいと思っております。
 今日は予約型タクシーの方の説明をいただきましたので、乗合タクシーにつきまして質問があればお受けをしたいと思います。田口委員。
- 副委員長（田口廣之） 協議会の中なのですけれども、平成25年5月13日に協議会をやりまして、6月27日に分科会になって、いろいろどうしようかということをお話し合われたと思うのです。この段階で全町的な視点から乗合タクシーの運行を考えていなかったとか、この分科会のほうとかに出席する人の参集の中で、少し地域的な偏りがあったと思うのですけれども、どういうことで分科会なんかの参加者の人を募ったかということをおっしゃっていただけますか。
- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 9月の定例会のときにも一般質問をいただきましてお答えをし

ておりますので、それと同じ答えになるわけですが、当初幕別町全体の公共交通を検討していく中で、大きくは幕別地区、札幌地区市街地のコミュニティバス。それから駒島線につきましては1日3往復と2往復していたわけですが、1便当たりの乗車人員が1人を切るような状況になってきたことから、駒島線のバスの見直しを大きな課題としておりました。

そういったことから、それらを主な課題として扱ってきたということで、いまご質問の5月13日と6月27日の段階でということは、この段階ではもうすでに協議会、それから分科会についても、あくまでも駒島線の予約型乗合タクシーの試験運行についての業者の選定方法であったり、あるいは運行区域、乗車運賃、割引制度などについて議論をしていただくということで進めておりましたので、この段階でそういう話が出たということはございませんでした。

- 委員長（前川雅志） 田口委員。
- 副委員長（田口廣之） 駒島線ということではいま出ましたけれども、結果、駒島線以外の路線も含めて乗車区間というのでしょうか、そういうことも新たに決められています。この辺はどういう経緯でなったかということをお教えいただけますか。
- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 資料1の図面を合わせてご覧をいただきたいと思いますが、もともと駒島線というのは駒島のちょうど真ん中です。市街地の真ん中から幕別大樹線をずっと北上するルートでありました。ですから、当然駒島線の廃止に伴って、いままでご利用になっていた方だけの足を確保するということからいけば、例えば美川はあまり乗っていなかったのではないだろうかとか、明倫の人はどうだったのだろうか、新和の人はどうだったのだろうかというのはあったわけです。

今回ルートを選定するにあたっては、この駒島線のもともと走っていた幕別大樹線の、何と言いましょうか、利用者のエリアにちょっとかかっているようなところを外すということにはならないだろうというのが、分科会のなかでもご意見をいただいた結果、明倫ですとか、新和ですとか、美川というのを入れました。それと新川、明野については、かつては十勝バスの浦幌線というのが走っておりまして公共交通機関があったわけですが、現状は公共交通機関がないということから、新川、明野についてもこの試験運行の中でどれくらいのご利用があるのかということも、併せて調査をしたいという意図もありまして含めたということでもあります。

- 委員長（前川雅志） 田口委員。
- 副委員長（田口廣之） 実際的にはやはり、一般質問のときにもありましたけれども、西幕別の方はスクールバスがあるだろうとか、駅までバス持っていこうという話の中で理解を求められていたわけですが、実際問題それだけではなくて、やはり国道から北側の地区ですとか、そういう部分も実際にスクールバスが走っていなかったり、交通弱者の足が実際確保されていないような現状がありますので、やはりもう少し考えるべきではなかったかと思えます。

それと、この乗合タクシーの運賃と委託料の関係なのですが、料金設定の中で例えば駒島は利用運賃が1,000円になっています。これの算定基準というのはどういうふうな算定をしているのですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） 乗合タクシーの運賃の算定につきましては、まず、いままで走っておりました町営バスの運賃も参考としております。町営バスの運賃が終点駒島から幕別駅までが1,020円でございます。

また、そのほかに帯広市でも乗合タクシー、大正川西地区で運行しております。それらの運賃も参考にして、帯広市につきましても1番遠いところが1,000円。距離数につきましても約30km程度ということで、駒島に近い距離でありました。そういった他の事例、または町営バスの運賃、そういったものを考慮しながら運賃設定をしたところでありませ

- 委員長（前川雅志） 田口委員。
- 副委員長（田口廣之） 例えば駒島から幕別駅までタクシーを利用するといくらくらいという算定はしていますか。
- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） タクシーをご利用になった場合、6,000円程度というふうにタクシー会社からお伺いしております。
- 委員長（前川雅志） よろしいですか。ほかに。小川委員。
- 委員（小川純文） 田口委員とかかわるかもしれないのですが、経過を見させていただきますと、地域公共交通確保対策協議会という形で行われているわけなのですが、駒島線の見直しという中で総務文教常任委員会に中間で説明があったという、この平成24年の経過だと思うのです。

その後、地域公共交通確保対策協議会だけで論議をなされて試験運行にいったという経過の中においては、やはり試験運行をするにしてもこういう形ですということ、所管とする総務文教常任委員会にもかけてもよかったのではないかとこのふうには私は思うのですけれども、そこら辺の経過はどうなのでしょう。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 昨年の12月の総務文教常任委員会の際に、関係公区と駒島線の廃止についてご説明をして、ご理解をいただいて、ついでには乗合タクシー方式で幕別駅までしか来られないのですけれども、運行します。それはあくまでも試験運行として6カ月間実施をして、その結果を経て、その後どうするかというのはまた決めさせていただきたいということで公区のご了解もいただいて、そういう経過も昨年の12月の総務文教常任委員会の際にはお話をさせていただきました。
- 委員長（前川雅志） 小川委員。
- 委員（小川純文） そういう経過はわかりますけれども、それがちゃんとここに記載がされていないのと、そういう経過できて、今年10月からはじめたという中において、議員の、議会の4年任期の中での委員会構成が中間で変わる。実施する段階が今年10月なわけです。委員構成も5月に変わっているわけです。やはり再度実施する前にその最終案の中で説明をさせていただいても悪くはないのではないかと。

そして地域公共交通確保対策協議会というのが、駒島線だけなのか。本当に地域公共交通といたたらどこまでなのかというものが、ちょっと今回の経過の中で片落ちがあるのではないかとこの疑念をいただいているのも、そういう経過があるから余計ではないかと思うのですけれども、そこら辺は担当部局としてどういうお考えですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 確かに大きな課題でありますので、そのようにいま小川委員からおっしゃられた発言を聞きまして、もう少し気密な委員会との連携と言いましょうか。こちらからご説明というのがあるべきであったと言われますと、それは確かにそういう点は反省しなくてはいけない点かと考えております。
- 委員長（前川雅志） 小川委員。
- 委員（小川純文） できれば今後においてはそういう形の連携というものもしていただ

きたいと思います。

もう1点、これのちょっと費用の関係をお聞きしたいのです。先ほどあったコミバスの関係は国の地域交通という中で、試験運行も本格運行になるときのバスの購入だとか、これからの運行に対しての補助金というのは国から出ているというふうに私は認識しています。この乗合タクシーの場合は本運行になればある程度、国の方からのへき地交通という関係で出てくると思うのですけれども、いまの試験運行の段階はこれの費用負担については、いま159万円という固定費用だとかというのも払いながらやっていると思うのですけれども、この6カ月間の費用負担についての構成というか、補助金が入っているのかどうなのか。そこら辺を含めてご説明願います。

- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） 現在運行しております試験運行につきましては、協議会が単独費で国庫補助を受けずに運行しております。協議会の費用につきましては町からの補助金でありますけれども、単独費で運行しております。本運行になった場合につきましてはコミバスと同じように、さまざまな基準ですとか制限はございますけれども、国庫補助は受けることは可能であります。
- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 乗合タクシーを求める陳情書が出されておまして、それに伴っての資料の提出なのですけれども、まず、最初に私が思うことなのですけれども、資料の中にも乗合タクシーとコミバスの資料を一緒にいただきました。これは結局、幕別町全体の公共交通機関の行き届かないところを町として応援していこうということから出発して、こういった形になっていると思うのです。

それで縷々、田口委員や小川委員からもお話があったのですが、地域の公共交通確保を対策するという事で協議会が開かれてきたということになれば、当然、幕別町全体の計画があって、そしてできるところからスタートしていくのだろうというふうに思うわけです。

幕別町全体というふうになりますと、スクールバスの云々ということはありませんけれども、しかし公共交通ということで考えれば、幕別本町、札内だけに限らず、農村部、それは忠類までも含めて、あるのだろうというふうに思うのです。

こういう事業を実施するときには、できるところからやりながらも幕別町全体の公共交通機関をどうするかという計画がある程度持たれる中で、一つずつやれるところから進んでいくというのが筋道ではないのかと思います。そういう計画を持っていれば、例えば先にスタートしたところがあったにしても、いずれ自分のところでもこういうことが実施されるのだろうというような地域の方たちの安心があると思うのですけれども、残念ながら今回はそれが見えなかったのです。その辺についてお考えがあれば、まずは伺いたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 幕別町地域公共交通確保対策協議会というのは、町が主体的な役割を担っているわけなのですけれども、北海道それから警察署、道路管理者ですとかバス事業者、町内のタクシー事業者、そのほかに住民代表の方、21人で構成しておりますけれども、11人が住民代表の方で構成しております。

その中で、町として幕別町全体の公共交通はこのように考えていきますということをご提案した中で、そういう関係者の方々にご意見をいただき、最終的に協議会として生活交通ネットワーク計画というのを作っております。その中では、これまでも議会に対してもお答えしてきましたとおり、駒皇線についてはやはり採算ベースにとっても乗

っている状況ではないことから、廃止をして、試験運行をまずしましょうということになりました。

西幕別地区と忠類地区については、これまでスクールバスの利用というのがどうしても学校止まりで利用しづらいというような声をいただいておりますから、札内地区にあっては札内駅の、駅の北側ではなくて南側になるのですけれども、南側までを終点。忠類にあっては十勝バスの忠類バス停留所にも止まるようにということで、西幕別地区と忠類地区にあっては、スクールバスの住民利用を推進していきましょうという町としての考え方を、今年の5月の段階では持っているところではあります。

ただ、確かに今回の陳情もいただいておりますし、今回の南幕別地区の、この駒島線のあとの運行の結果を見て、この予約型乗合タクシー自体をどうするかということも含めて、当然その段階では西幕別地区の公共交通の在り方について現状でいいのかどうか。

また忠類地区、これはこれまでもお答えしてきているとおりのタクシー事業者がないものですから、どういった方向ができるかということかなり限定をされてきます。どういう手法がいいのかというのは我々も大変苦慮しているところでもありますけれども、こういった点も含めて、次の段階では検討していくということで考えております。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） ある程度、年次を設けながら実るようにしていただきたいと思えますし、それこそ総務文教常任委員会で10月に勉強させていただいた厚田村の、ボランティアで組織して車を出して高齢者の足を確保していることだとか、幕別町では、高齢とは目的が違いますけれども、社会福祉協議会でやっている、病院まで、2カ月に5回まで利用できる交通対策ということもありますので、いろんなことを組み合わせながら可能な手法をきちんと住民の方に示していく。もちろん住民の方の意見もいただくということをやっていけば、十分これからも全体に満足していただける体制をとれるのではないかと思います。

私たちがいろいろ研究して、可能な提言もさせていただきたいというふうに思いますので、今後に向けてはぜひそういう姿勢を持って取り組んでいただきたいと思えます。

- 委員長（前川雅志） ほかにございせんか。小川委員。
- 委員（小川純文） いまの中橋委員のお話にも関連するのですけれども、本当にこれは農村部で、特に交通弱者といわれる高齢者の方々も含めて、候補地だとかいろんなものでは出してはいるのだけれども、利用方法だとか周知の度合いがやはり薄いのではないかと思います。

これから、変な話なのですけれども、各長寿会だとか老人クラブ等が新年会という中で町長、副町長とか、町の三役も出席する機会もあると思えますので、もしできれば、そういう機会の中で出前的是ではないのですけれども、呼ばれるのではなくて、こちらからこういうことをご利用くださいという、いま言われたデマンドもそうですし、社会福祉協議会の外出支援だとかいろんなものも含めて、手元に持って行って教えてあげる。そういう広報活動も必要ではないかと思えます。そこら辺も今後の検討に加えていただければ、より一層利用と内容が充実するのではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

- 委員長（前川雅志） 企画室副主幹。
- 企画室副主幹（岡田直之） 予約型乗合タクシーの普及、啓発活動であります。関係する住民の方に対しましては、広報の配布に合わせましてこういったチラシを全戸配布いたしております。

また、そのほかに現在運行しております区域内には10の老人クラブがございます。その老人クラブに対しまして、集まる機会があったらぜひお話させてくださいということをお願いをして、現在までに4つの老人クラブでお話をさせていただいております。

ほかはまだ行っていませんのですけれども、これからは先ほど委員がおっしゃったように、こちらから押しかけてご説明させていただきたいと考えております。

- 委員長（前川雅志） ほかに。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 中橋委員がおっしゃったようなことで、いまのところそういう方向性を持っていただきたいということはそのとおりであります。

今回の数字を見まして、私が重く受け止めたいのは、障がいのある方が結構なパーセンテージでご利用されているということがあります。やはり交通弱者、高齢者、これがどんどん増えてきますので、そういうことに対する例えば運行業者、エイシンさんですけども、対応をきちんとされているのか、いないのかだとかいうことも、試行のところで確認をしながら、せっかく利用したのに、障がいのある方が利用を遠慮するということがあっても困ります。

そういう運行の中身につきましても、試行の中で一つよく注視をしていただきたいということを申しあげておきたいと思っております。

- 委員長（前川雅志） ほか、ございますか。なければ、予約型乗合タクシーの試験運行の概要についての説明を終わらせていただきます。説明員が退席しますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。

次に付託議案の審査について行いたいと思っております。（2）陳情第11号 西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」についてを議題とさせていただきたいと思っております。

これも事前に配布されておりますし、ただいまも南幕別についての予約型乗合タクシーの説明がありました。委員のみなさまからご意見等ございましたら発言をお願いしたいと思います。中橋委員。

- 委員（中橋友子） ただいま申しあげましたように、こういった町の政策を実施する場合には、全町民が基本的にはその利益を得るといようなのが大前提にあるかと思っております。そういう点では経過があったということは理解しております、今回駒島が先になったのは、縷々説明いただいたように、町営バスの廃止ということではありました。しかし住んでいる住民にとっては、そういったきっかけにはなったにしても、ではうちの地域はどうなのだろうというのは当然湧き起ってくる思いだというふうに思います。

そういう点では幕別町全体のことを考えながら、特に出されている陳情の地域のみなさんの思いというのは十分理解できますので、こういうところにきちんと手立てを打っていくことは大切だというふうに思います。

- 委員長（前川雅志） ほかに。田口委員。
- 委員（田口廣之） いま中橋委員から意見が出ていたのと全く同感です。特に、町側はスクールバスを走らせているからとか、そういうことを言っておりますが、西幕別地区においては、やはりスクールバスが走っていないところがあったり、中学校が冬休みとか夏休みときには走らないで、そのときはどうするのだとかという、片手落ちな対応をそのまま交通弱者の方に押し付けている部分もあります。

そんな中で、公平に調整はなされるべきであって、同じようにそういう町からの恩恵

とは言わないか。何と云うのですか、住民サービスですか、受けるべきであると思いませんので、今回陳情が出ております西幕別地区におきましても、同じように予約型タクシーの試験運行をしたらいいと思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 協議会がどういう形で持たれていたのかということが、これが結構大きな協議会なものですから、その協議会についての持ち方の在りようについてもやはり私たちは注視をしていかないとならないのだろう。

今回、西幕別の方は入っていないのです。そういうこともあります。だから全体の交通を考えると、やはりいろんな地域の方々が入っていただくような持ち方をしていたかないと、南幕のここが目的だからそこでいいのだというような協議会では、それは協議会としては成り立たないのではないかということが一つ問題点として持つておかないとならないのだろうと思います。

大きい意味では、そういうところにこれから町はお金を掛けていかなければならないのだろう。それが町の売りにもなるし、やさしいまちづくり、住みやすいまちづくりということでは始点、原点になっていくのではないのか。大きな意味でそういうところで今回の陳情につきまして、受け止めていく必要があるのだろうと、こう思います。

忠類のことについても、引き続いてこの委員会でもやはり考えていかないとならないのだろうと思います。

視察研修に行った形で、福祉プラットフォームシステムという仕方もあります。これは民間でやるのですけれども、それは結局、バスの運行だとかタクシー会社がないところ、過疎地域に特定で国から民間に補助金が出て、されるシステムもあるのです。

そういうことも含めてやはり委員会として、今後、前向きに検討していく必要があるのだろう。広い枠で、今回の陳情は受け止めていくことが必要なのだろうと思っております。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。小川委員。
- 委員（小川純文） 今回のこの陳情に際しましては、西幕別農村部におけるという陳情でありますけれども、本当に広く考える、再考するという中においては、非常に一つのきっかけとして、重く受け止めなければならないというような陳情であるのではないかと思います。これについてはやはり採択をして進んでいくべきだと思います。

これは委員会としてもいまみなさんが言われるように、施策がずっと流れてしまわないように、今後もいろいろ所管だとか委員会討議の中で論議をしていく形があった方がもっと本当に各委員が言われる、いいまちづくりになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。今回の陳情に際しては、採択の方向で進むべきではないかというふうに思います。

- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。全体的に同じような考え方に至っているのかと思しますので、特に討論等ございますか。

（なしの声あり）

- 委員長（前川雅志） なければ討論を省略して採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

- 委員長（前川雅志） 陳情第11号 西幕別農村部における「予約型乗合タクシーの試験運行」について、賛成の方のご起立を求めます。

（起立者あり）

- 委員長（前川雅志） はい、よろしいです。それでは陳情第11号 西幕別農村部におけ

る「予約型乗合タクシーの試験運行」につきましては、全会一致で採択することに決まりました。暫時休憩させていただきます。

(暫時休憩)

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。
付託議案の審査についての、(1)道州制導入に断固反対する意見書を議題とさせていただきます。
継続審査となっておりますが、委員のみなさまからご意見等ございましたらお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） この12月定例議会の初日、2日です。改めて全国の町村議長会が道州制の導入に反対する特別決議を行ったという文章が、報告として提示されておりました。
それは2度目になるわけですが、その文章を読んでみてつくづく思うことは、この道州制だとか、町村合併とか、広域化ってそうなのですが、やはりその自治体の形、国の形もそうですけれども、そういうことを決めるというときには、その住民の議論とか周知、合意というのが大前提ではじまるのだと思うのです。それは地方自治の根幹でもあるのですけれども、繰り返しこうやって全国的な課題として特別決議がされるということは、文章の中にもありますが、いかにそういった意思の疎通というのがなされていないかということが表れているというふうに思います。そういう形の中で、ゴールだけを決めて進めていくというやり方、こういうことが大きな問題であろうというふうに思います。
同時に、私はやはり、いろいろこの道州制の資料を見てみましたら、スタートは国の地方制度調査会から出発はしていますけれども、各政党がそれぞれの、これに対する考え方なども政策として出ているのを見ました。大体、全国を10ないし11に分けて、そして都道府県。道は別にしても廃止をして、新たな広域的な国の下に行政区を作って、さらにその下の幕別も含む地方自治体は削減していくという流れになっていました。
こういうことであれば、合併をくぐった幕別町ではありますが、再度、再編ということも、こういうことが進んでいくとあり得るのかということも思ひまして、やはり住民合意というものをなしに、上から自治体の形を決めて、ゴールを決めて押し付けてくるというやり方は正しくないというふうに思います。
従って、私はこの意見書については、そのとおりだというふうに理解いたします。
- 委員長（前川雅志） ほかに、ご意見。
(なしの声あり)
- 委員長（前川雅志） なければ、採決に入りたいと思います。道州制導入に断固反対する意見書を、原案のとおり採択に賛成の方のご起立を求めます。
(起立者あり)
- 委員長（前川雅志） はい、ありがとうございます。全会一致で採択することに決定いたしました。次に(3)陳情第12号「特定秘密保護法案の廃案を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。みなさまからご意見ございますか。時期的に法案ではなくて、すでに先週、法となってしまっていますので、若干文言も違うわけですが、このまま審査できるかどうかも含めてご意見があればお伺いをしたいと思います。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 先に国の方でああいう形になったものですから、この文言では審査ができないのではないかと思います。あとは提出者がどのように判断されるか。それは提

出者に伝えていただくような形が良かろうと。

- 委員長（前川雅志） ただいまご意見がありましたので、提出者に確認のうえこれからどうなるか議論をさせていただきたいと思っておりますので、本日はこの程度にさせていただきたいと思っております。

3番、議会報告会の開催結果についてであります。総務文教常任委員会に寄せられました質疑、質問、意見等は全部で7件ございました。2ページの4番目を、当日はあまりわかっていなかったものですから、くらしのガイドブックの件なのですが、持ち帰って対応したいというお話でありました。これはどういうふうに回答をしていくかということも含めてですが、若干ご議論をさせていただきたいと思っております。暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思っております。議会報告会の開催結果につきましては正副委員長に、この後の内容、文章等、お任せいただけるということでよろしいですか。

（はいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは、そのように取り計らいたいと思っております。4番のその他であります。次回の所管というか、新聞報道を見ても特定保護法案は出し直しという形になるかと思っておりますので、今定例会中にもう1度委員会を開くことになるかと思っておりますので、所管調査内容については次回の委員会で検討させていただきたいと思っております。

あと、どのタイミングで総務文教常任委員会に付託されるかわかりませんが、付託された時点で総務文教常任委員会の開催日時を決定させていただきたいと思っておりますので、そのような運びでよろしいですか。

（はいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それではそのようにさせていただきたいと思っております。

それではその他みなさまから何かございますか。

（なしの声あり）

- 委員長（前川雅志） なければ総務文教常任委員会を閉じさせていただきます。

（12：57 閉会）